

令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録（会場・書面開催の併催）

日時：令和5年6月23日（金曜日） 19時00分～21時00分

場所：浦和コミュニティセンター 多目的ルーム

## 次第

### 1. 開会

- ・課長挨拶
- ・本日のテーマの説明
- ・市民会議の進め方について

### 2. 議題

- ・グループ討議（班ごとの話し合い）
- 自己紹介
- 令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について
- 次期障害者総合支援計画について

### 3. 閉会

- ・まとめ

## 配布資料

資料1 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議資料

資料2 障害者総合支援計画(2021～2023)令和4年度達成状況報告書

資料3 次期障害者総合支援計画策定の工程について

資料4 さいたま市障害者総合支援計画(2024～2026)(案)第1章総論 抜粋

資料5 ノーマライゼーション条例の改正について

参考資料1 障害者総合支援計画令和4年度達成状況報告書(案)

参考資料2 <障害者総合支援計画>第1章 新旧対照表

参考資料3 <障害者総合支援計画>第2章 新旧対照表

参考資料4 令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録

参考資料5 令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議アンケート結果

意見シート 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議意見シート

アンケート 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議アンケート用紙

## 1. 開会

(事務局)

皆様大変お待たせいたしました。お時間となりましたので、「令和 5 年度第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、市民会議に御出席くださいまして、誠にありがとうございます。  
私は、本日司会を務めます、障害政策課の荒木と申します。どうぞよろしく申し上げます。  
それでは、開会に当たりまして、障害政策課長の田中より、御挨拶を申し上げます。

### ◆課長挨拶

(田中障害政策課長)

皆様、こんばんは。

さいたま市 障害政策課長の田中でございます。

開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、大変、お忙しい中、「令和 5 年度 第 1 回 誰もが共に暮らすための市民会議」に、御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、ノーマライゼーション条例の制定から、今年で 12 年目の年となりました。これまでに、本日開催の「市民会議」の場などで、皆様方からの御意見をいただきながら、障害のある方への支援や、ノーマライゼーションの推進が図られてきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

昨年度の「市民会議」におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「会場開催」と「書面開催」の「併催」で実施しておりましたが、諸事情により、会場開催に参加ができない場合におきましても、「意見が出せる書面開催は、継続して欲しい」、との多くの御意見を頂戴しておりましたので、今年度におきましても、引き続き、「併催」にて実施してまいります。

本日は、「令和 4 年度 障害者 総合支援計画の達成状況」及び、「次期 障害者 総合支援計画 素案」等について、皆様方から忌憚のない、御意見や御感想が頂戴できれば、と考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

それでは、本日の会議資料について、御説明いたします。

資料につきましては事前に、メールや郵便でお送りしておりますが、参考資料も含め 6 点ございます。

まず、1 点目が資料「令和 5 年度 第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議資料」でございます（中には資料 1 から資料 5 までが綴られています）。

ここで、訂正をお伝えいたします。資料 1 2 ページ「次期障害者総合支援計画策定の工程について」の資料番号が資料 2 となっておりますが、資料 3 の誤りになります。お手数をおかけしますが、訂正をお願いいたします。

2 点目が、参考資料 1 といたしまして、「障害者総合支援計画（2021～2023） 令和 4 年度障害者総合支援計画達成状況報告書（案）」少し厚い冊子でございます。

3 点目が、参考資料 2 といたしまして、「＜障害者総合支援計画素案＞ 第 1 章 総論 新旧対照表」でございます。

4 点目が、参考資料 3 といたしまして、「＜障害者総合支援計画素案＞ 第 2 章 新旧対照表」でござ

います。

5 点目が、参考資料 4 といたしまして、「令和 4 年度第 3 回市民会議議事録」でございます。

最後 6 点目が、参考資料 5 といたしまして、「令和 4 年度第 3 回市民会議アンケート結果」でございます。

他資料以外に、1 枚紙の「意見シート」、「アンケート」、「ワークシート」がございます。

なお、アンケートにつきましては、本日の市民会議終了後に、受付で回収させていただきますので、御協力お願いいたします。

また、本日御回答が難しい場合には、アンケート用紙の裏面にございますとおり、送付先への F A X やメール、さいたま市ホームページのアンケート回答フォームなどでも御回答いただけますので御活用ください。

回答の締め切りは、令和 5 年 6 月 2 7 日火曜日とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、資料 6 点と 3 枚が本日の配布物となります。皆様、不足等はありませんでしょうか。

次に、オブザーバー参加について御報告いたします。本日の会議には、さいたま市地域自立支援協議会の委員の方など 3 名の方から参加希望がありました。各グループをまわって話の内容を聞かせていただくことになるかと思えます。御了承ください。また、事務局側も各グループをまわって話の内容を聞かせていただくとともに、記録用の写真などを取りましますので、御理解いただければと思います。

### ◆さいたま市障害者施策の推進体制について

(事務局)

それでは、本市の障害者施策の推進体制について、御説明をいたします。お配りをしております、「資料 1 令和 5 年度 第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議資料」の 1 ページ、「さいたま市の障害者施策の推進体制」を御覧ください。

さいたま市の障害者施策については、障害者総合支援計画をどのような内容にするのか、どのように進めていくのかなどを協議する、円の上にある「さいたま市障害者政策委員会」、それから、円の左側にある、障害者施策について市民の皆さまが意見交換を行う、「誰もが共に暮らすための市民会議」、そして円の右側にある、計画を実施するさいたま市が、お互いに連携して、よりよい施策を進めてまいります。

市民会議において、皆様からいただきました御意見につきましては、「さいたま市障害者政策委員会」に御報告をいたします。

なお、今年度の市民会議の年間の予定については、こちらのページ下でございます。「令和 5 年度 誰もが共に暮らすための市民会議年間予定」でございますとおり、本日の 6 月 23 日（金曜日）が第 1 回、次の第 2 回が 1 1 月 2 1 日（火曜日）、第 3 回目が年明け令和 6 年の 3 月 5 日（火曜日）、合計 3 回、市民会議を開催する予定でございます。

### ◆令和 4 年度第 3 回市民会議のテーマに対する主な意見について

(事務局)

続きまして、資料5ページの「令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見」を御覧ください。

昨年度第3回市民会議におきまして、皆様からたくさんの御意見を賜り、誠にありがとうございました。

時間の関係もございますので、御紹介は省略いたしますが、いただいた主な御意見につきましては、計画策定にあたり関係課に伝えてまいりました。また、この資料は、障害者政策委員会にも提出いたしました。

なお、令和4年度第3回市民会議でいただいた御意見は、参考資料4の議事録にて全て掲載しております。また、参考資料5には、アンケート結果を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

### ◆テーマの説明について

それでは、本日のテーマについて御説明させていただきます。

本日のテーマは、「令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について」および「次期障害者総合支援計画素案について」でございます。

### ① 障害者総合支援計画 令和4年度達成状況の報告について

(事務局)

はじめに、「令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について」御説明します。

11ページ、資料2「障害者総合支援計画(2021~2023)の実施状況等について」を御覧ください。

まず、「1. 達成状況報告書とは」障害者総合支援計画に掲載している事業について年度ごとに取組みや実績を取りまとめ、報告をしているものでございます。

次に、「2. 令和4年度実施状況等の概要」でございます。

全体の評価結果でございますが、計画に掲載している事業は全部で94事業ありまして、各事業の令和4年度の目標に対する達成度について、事業所管課が、内部評価を行いました。

数値や数量などの目標が設定されている事業の評価については、評価基準に基づいて、AからDまでの評価をしています。数値や数量を定めていない事業については、取組内容から総合的に判断しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初見込んでいた目標を達成できなかった場合においても、実績値の算出が可能である場合は、通常どおり達成率の算出を行い、評価を行っています。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響を原因として「C」もしくは「D」評価となった目標指標は、個別評価欄にて「コロナ影響有」と記載しています。

評価の内訳といたしましては、94事業のうち、「A 目標を上回って達成」が17事業、「B 目標をおおむね達成」が66事業、となり、「A」と「B」を合わせると、83事業、全体に対する割合では88.3%となりました。「C 目標を未達成」は2事業、「C 目標に対してほぼ未着手(コロナ影響あり)」が6事業、「D 目標に対してほぼ未着手(コロナ影響あり)」は2事業でございました。

また、「該当事業なし」が1事業でございました。

次に、重点事業の評価結果については、26の重点事業のうち、「A」が6事業、「B」が15事業、「C」が1事業、「C(コロナ影響あり)」が3事業、「D(コロナ影響あり)」が1事業でございました。

全事業の詳細や評価理由等につきましては、お配りしております、参考資料1「障害者総合支援計画（2021～2023）令和4年度達成状況報告書（案）」に掲載しております。

つづいて、もう1つのテーマの、「次期障害者総合支援計画素案について」御説明します。

### ② 次期障害者総合支援計画について

（事務局）

まず、今後の計画策定の流れを簡単に御説明します。

資料1 2 ページ資料3「次期障害者総合支援計画策定の工程について」を御覧ください。昨年度、市民会議や障害者政策委員会において、計画策定のために実施したアンケートの結果をもとに、次期計画について御意見をいただきました。それらの御意見を踏まえて、今年度、事務局にて素案を作成いたしました。

本日は、この素案について、皆様から御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールといたしましては、本市民会議や障害者政策委員会、自立支援協議会など各種委員会においていただく御意見を踏まえ、素案を修正していく予定でございます。

その後のスケジュールにつきましては、資料のとおりとなっております。11月に第2回市民会議で再度計画案について御意見をいただく予定となっておりますが、この段階では計画はほぼ確定となっており、御意見をいただいたとしても細かい文言修正程度しかできません。計画について御意見がありましたら、本日の市民会議でできるだけお話しいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

スケジュールの説明は以上でございます。

続きまして、次期計画素案について、御説明させていただきます。

資料1 3 ページ、資料4「さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（案）第1章 総論 抜粋」を御覧ください。

まず、1 計画の概要、（1）計画策定の趣旨 になります。

計画策定の趣旨の冒頭部分は、国の障害者施策の背景、市のノーマライゼーション条例が制定された背景を掲載しました。次に、現状の課題について掲載しました。新たに顕在化した課題としては医療的ケア児について、そして、かねてより指摘されている課題としては人材確保・育成について掲載いたしました。

お時間の都合上、現行の計画から変更のない（2）～（5）は説明を省略させていただきます。

次に、2 前期計画の進捗状況、3 障害者（児）をめぐる状況ですが、こちらは現在作成中になります。こちらにつきましても、説明を省略させていただきます。

次に、4 計画の基本的枠組みです。

（1）基本方針は、ノーマライゼーション条例の前文・第1条目的から設定しているため、現行計画から継承し、「誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。」といたしました。

その基本方針の下に、（2）基本目標を4つ掲げます。資料1 4 ページでは記載を省略していますが、資料1 5 ページ以降に掲載しています。いずれの基本目標につきましても、現行計画からの継続として

います。

(3) 計画の体系については、図を掲載する予定ですが、現行計画とほぼ変わらないため、掲載を省略しています。

資料15ページ以降が実施事業になります。頭に★印がついている事業は、現行計画で重点事業となっている事業になります。

新規掲載となる事業について、簡単に御説明します。

15ページを御覧ください。基本目標1、基本施策(2)実施事業⑨公民館における障害に関する障害学習の推進は新規掲載となります。社会教育法に基づき、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議を行う審議会、「さいたま市公民館運営審議会」が設置されていますが、その審議会から、令和3年10月に答申「障害者の生涯学習を推進する公民館事業のあり方について」が提出されました。その答申に基づく事業になります。

次に、17ページを御覧ください。医療的ケアに関する新規事業として、基本施策(2)実施事業⑭医療的ケア児保育支援センター運営事業と、実施事業⑮在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業 を掲載しました。

実施事業⑯の日中一時支援事業における夕方支援の実施、実施事業⑰の障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施は、ケアラー条例制定に伴い開始された事業になります。

次に、資料18ページを御覧ください。基本施策(5)実施事業⑩保健福祉の専門的人材の養成・確保、実施事業⑪ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施が、新規掲載になります。

それぞれの実施事業の詳細は参考資料3に記載しています。

ここで、参考資料3について、簡単に補足説明をさせていただきます。

計画では、各実施事業に対して、原則として目標値を設定するようにしていますが、次期計画の目標値が令和4年度実績値よりも低い値を掲げている事業があります。これらのほとんどは、障害者総合支援計画の上位計画に位置付けられる「総合振興計画」に掲載されている事業になります。現在の総合振興計画の実施計画は、令和3～7年度の期間となっており、すでに前倒しで目標を達成できているものもありますが、7年度までの目標値はそのままとなっています。今後見直す可能性もありますが、現状としては、上位計画との整合性を図る必要があることから、目標値、成果指標等を修正できない事業もございますので、予め御容赦ください。

次に成果指標についても補足説明いたします。成果指標については、もともとは何を行うかというような指標を設定していました。しかし、何を行ったかよりも、その結果どうなったのか、成果・効果が大事だという御意見を多くの方からいただきました。そして、御意見を踏まえて、効果を測る指標に変更していったという経緯があります。しかし、効果を測るといことは難しいことが多く、多少無理をして指標を設定したものもございます。計画素案として記載されている指標が適切かどうか疑問に思うものがあるかもしれません。その場合、効果を測ることができる具体的な指標、アイデアを御提示いただけると検討しやすくなりますので、是非御意見をいただければと思います。

次に削除した事業について、御説明いたします。

参考資料2、15ページを御覧ください。右側の 実施事業⑨地域のネットワークを活用した人材育成は削除になります。人材の確保・育成という基本施策に対し、このネットワークは人材育成を主な目的としたものではないため、削除としました。

次に、18ページを御覧ください。基本施策(5)実施事業①東京2020大会に向けた機運醸成 は、

もともと令和3年度のみを掲載していましたが、削除としました。

また、実施事業④ ふれあいスポーツ大会の実施 も削除としました。コロナ禍でしばらく中止となっていたが、今後の大会開催の可否について関係機関と検討会を開催し、協議を行いました。検討会においては、従来の大規模なイベントとすることは困難であるとの結論になりました。代替として「障害者週間市民のつどい」で障害者スポーツ体験をする場を設けることとしました。今後は、市民のつどいの中で、どのように発展させていくかを検討したいと考えております。

削除する事業は、以上になります。

現行の計画は、第1章から第3章までの3章立てとなっております。次期計画も同様に3章立てとする予定となります。第3章は障害福祉計画および障害児福祉計画となり、国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載する部分でございます。第3章については、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、市の自立支援協議会という審議会でご意見を伺う予定となっております。この部分は、国の指針に沿うように規定するもので、市として独自に項目設定できる部分ではないため、本会議の資料としては省略しました。ホームページでは第3章も含めて素案を掲載しておりますので、御興味のある方は、ホームページを御覧いただければと思います。

次期障害者総合支援計画素案の説明は、以上となります。

本日は、素案について皆様の率直な御意見をいただければと思います。

特に、御意見をお伺いしたいのは、重点事業になります。先ほども申し上げましたように、資料15ページ以降には重点事業を表す★印がついています。案としては、現行計画と同じ事業に星印をつけましたが、皆様の御意見を踏まえて改めて検討したいと考えております。お配りしたアンケートには、重点事業とすべき事業を3つ選んでいただく欄があります。今星がついている事業も含めて、重点事業とすべきとお考えになる事業を御記入いただくようお願いいたします。

また、できるだけ、選んだ理由も御記入いただくようお願いいたします。

また、本日、皆様からいただきました御意見・重点事業に関するアンケート結果につきましては、来月中旬に開催いたします、「さいたま市障害者政策委員会」に御報告させていただく予定となっております。よろしくお願いいたします。

## ③ ノーマライゼーション条例の改正について

(事務局)

意見交換にうつる前に、1点御報告があります。

資料の最後の21ページ、資料5「障害者差別解消法とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）の改正について」を御覧ください。

改正障害者差別解消法は令和6年4月に施行される予定となっており、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。それに伴い、改正障害者差別解消法にあわせてノーマライゼーション条例を改正いたします。具体的には、「配慮を行うよう努めなければならない」となっている文言を「配慮を行わなければならない」と変更します、また、必要に応じてその他の文言整理を行う予定です。

ノーマライゼーション条例も法改正にあわせて、令和6年4月に改正予定となります。

御報告は以上になります。

## ◆市民会議の進め方

(事務局)

ここで、市民会議の進め方について、御説明させていただきます。ページ戻りますが、2ページの中ほどの、3話し合いルール、を御覧ください。

- ①話すときは、会議進行役のファシリテーターの呼びかけによって話し始めてください。
- ②みなさんが発言できるように、1回あたりの発言は3分くらいを目安にお願いします。ただし、障害の特性にあわせて、特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安としてください。
- ③他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞くようにしてください。
- ④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少数意見も大切にしてください。
- ⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしてください。
- ⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう配慮してください。
- ⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、市民会議が終わった後に、個人がわかる形で、他の人に話さないでください。

みなさんで、より良い話し合いを行い、会が実りあるものになるように御協力をお願いします。市役所職員も各グループにお邪魔して、書記を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

話し合いは、20時10分までになります。そのあと、15分間の休憩を挟んで、20時25分から、ファシリテーターの方に、グループで出た御意見を発表していただきます。

なお、各グループから挙げた意見については、PCでまとめ、発表時に会場前方に投影します。また、会議終了後においても、必要に応じて再度PCでまとめた御意見を会場前方で映します。会議終了後に時間を設けますので、記録が必要な方は撮影を行ってください。

それでは、グループでの話し合いを始めてください。

## 2. 議題

(事務局)

それでは、お時間となりましたので、各グループのファシリテーターの方にグループでの話し合いの概要を発表していただきます。時間の都合上、全ての方の御意見を発表していただくことはできませんが、皆様から頂戴した御意見は各グループの書記が記録しておりますので、後日会議録を作成させていただきます。

また、各グループから挙げた御意見については、会議終了後に必要に応じて会場前方に投影いたします。会議終了後に写真をお取りいただく時間を設けますので、記録が必要な方は撮影を行ってください。なお、掲示している内容につきましては、後日、データ化して御提供いたします。本日御参加いただいている方の中で、視覚障害のある方以外に、データを御希望の方は、事務局までお声がけください。

それではAグループの斎藤さん、お願いたします。



## (各グループ発表)

### (1) 令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について

#### ○全般

・高次脳機能障害があり今まで大変な思いをしてきた。いじめもあった。親に精神疾患があるから成人式に行くと言われたこともあった。机を並べて学んだ健常者は、自分に対して攻撃的だった。管理番号7 精神疾患に関する理解促進がAとなっているが、Aだとすると障害があっても健常者と同じくらいの水準が保たれているべきだと思うが、できていない、と感じる。

- ・変わり映えしない。
- ・グループホームの整備とか、もうちょっと力を入れてくれてもいい。
- ・実際障害のある方がこういうことに困ったとか、そういう意見が反映されていない。
- ・人手不足とよく聞くが、外国人や高齢者、女性とか。障害者の話は一切聞かない。こういうところに問題を感じており参加した。
- ・グループホーム数は増えた。数で評価していい？実際に生活している人の声の実態なのでは？実態とニーズが指標。
- ・どうしたら指標に生かせるかは、当事者等私たちの意見を聞いてほしい。
- ・コロナ理由がすごく多いのは仕方ないが、実際理由はそれだけでないと思う。その理由は開催者側の問題なのか、参加者側の問題かそこについても触れてほしかった。より掘り下げてほしかった。
- ・精神のグループホームできたが、どんなふうにして選べばいいのか。もっと具体的に知れたらいいなど。
- ・精神障害10年前から変わっていない。どこから手を付けていいかわからない。政策委員に入っているが、意見が届かない。
- ・グループホームの評価Aだけど、違和感ある。とてもA評価じゃない。単純に数値で測れない。9060問題になっている。ショートステイをずっと使っている。住まいについて改善されていない。人材育成について、参考資料2の42ページ、来場者数目標30人、40人って、レベルが違う。全体を通して、同じ枠組みで評価しているが、数値で表せない部分、障害持っている人の生活がどのように変わったのか総合的な評価、機械的に成果指標をだしただけではニーズが見えにくいという印象。市としての総合的な見解必要。
- ・タクシー券のこと。参考資料1の59ページ、76について、タクシー券についてみんな知らない。もっと知らせてほしい。なぜBなのかと思っている。
- ・きめ細やかだと思うが、人の紹介できた。ネットで資料を見て、急に資料を見てもわからないので現場の意見を聞こうと思った。きめこまやかな話、例えばタクシー券のことでいえば、こまかいことを聞きたいが。行き届いていないので進捗していないと感じる人もいるかも。防災についても関心がある。防災については埼玉は関心が薄いかも。水害は多いが。
- ・普段の業務と課題を言う。障害支援センター、市からの委託事業。相談員兼管理者  
西区に特支が2つある。ひまわり、学校送迎時、父母仕事あり、ヘルパー使って送迎するが、なかなかヘルパー見つからず。日中支援、移動支援、身体介護、家事延長いずれもヘルパーがいらない。本来なら同じ事業所が入れればいいけど、いくつかの事業所を掛け持ちで利用している。ヘルパー不足。
- ・高次脳機能障害は発達障害と似ている。発達障害と同じような支援が出てきてもよい。発達障害の支援は継続したうえで、高次脳機能障害の支援策が出てくれるといい。

- ・ペアレントメンターのアンケートの結果よかったとあるが、小学校3年生までの親が対象で、それ以上の親は対象になっていない。療育センターに通っている人だとすると、全体の1割くらいしか対象となっていないのにこの評価となっているのはどうなのか。
- ・発達障害の居場所支援 発達の協議会などでも人数などの報告がされていない。
- ・障害者相談員のB評価。これはよいが、ガイドに昨年度まで氏名、自宅の電話が公開されていて、いたずら電話がかかってくる。妄想の電話、脅迫の電話などもかかってきた。個人電話ではなく、匿名としたが、市が契約した携帯電話を貸与するなど安全対策を行ってほしい。
- ・職員の研修を行ってもらっていてありがたいが、目隠しの体験は意味がない。誘導の方法を覚えてほしい。防災課と連携をとって職員が対応できるようにするなど、障害部署から働きかけをしてほしい。
- ・賃金。視覚障害者のサービスは長く利用すると単価が削られる。ヘルパーは時給なので、身を削っている。市として解決策を示してほしい。
- ・市民会議もそうですが、各事業の講習会や研修会などは、障害福祉支援策に恩恵を受けている人や、興味、意欲がある人たちが参加しています。達成状況として、本当に知りたいのは、それ以外の人たちがどの様に関わったか、オールさいたまとしての達成状況です。市民会議の発表でもありましたが、引きこもりに関する事業に参加するような人は引きこもりから脱却し始めた人たちで、参加できず、外出もできず、本当に引きこもっている人を掘り起こさない限り、引きこもりの実態はわからないのです。それなのに、引きこもりから脱却し始めた参加者たちのアンケート結果を集計しても、真の達成状況とは言えないと思います。A評価の多くは、実際はB評価以下になるかもしれないし、B評価とされたものは、実はA評価とするべきかもしれないので、今回のコロナ禍で判定ができないような扱いがありましたが、それと同じように表現することが適当ではないのかな、と思いました。そうは言っても、これだけの事業開催やデータ集計など、いつもありがたく思っています。どうもありがとうございました。
- ・この種で言える事は、未達成はどうしてとA評価であるが当事者目線ではどうかと考えてしまう。私が思うのは、役所サイドでこの部分が特に知りたいと言うのもいいのでは。それと言うのも判らないから次の計画に反映しないと言う面もあるのでは？（当事者の声を聞いて、がスローガンです）去年から今年と3年スパンで行く事ですからテコ入れをどこに、が最大のテーマだと思います。
- ・障害福祉サービス事業所等の整備の促進がコロナの影響で整備が完了しなかったことで卒業後の生活・活動の場が確保されていたのか心配されます。次期計画年度で整備された場合、定員がうまるまで時間がかかることも予想されます。事業所の整備促進と併せてこのようなことも計画に入れていただきたいです。
- ・人材確保・職場定着支援は面接セミナーより、さいたま市ならではの職場環境と報酬上乘せも検討していただきたいです。
- ・令和4年度の達成状況報告をうけて、おおむね評価が高いように感じます。私自身この3年間身内がコロナ禍で亡くなったり、自身の人生プランの影響など踏まえると、事業所が閉鎖に近くなり、心配が付きませんでした。そのことをふまえると疑問が残りました。行政評価の再考を改めて求めたい気持ちです。
- ・精神病患者をかかえる家族の者として、病院やグループホームではなく、家族と地域で生活させたい。現実参考資料1、29、30のような取り組みは全然知らなかった。もっとこの分野で困っている人々のため知らせてほしい。総合評価はCである。

(各事業)

○ 7

- ・精神疾患に関する理解促進について、講演会参加者へのアンケート結果から A としているが、参加者はもともと意識が高い。参加しない人をどうするか、を考えていくことが大事だと思う。
- ・精神疾患に関する理解促進事業 A は理解できない。この 3 年間で変化ない印象。

○ 2 6 心身障害者医療費の給付

- ・訪問看護を使う上でも給付があるとありがたい。
- ・知的の方が親が高齢になったときに通院が難しい、病院の中で自分の状況を伝えるのは難しい、親の代わりに説明できるのが誰か。
- ・事業所が手弁当でやってくれたり、ヘルパーがやっている現状だが、通院の保障について踏み込んでもらいたい。

○ 2 9 アウトリーチ事業

- ・精神の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすとあるが、難しい。学校に精神疾患のある女の人が入り込んだ時に、先生が取り押さえたという話を聞いた。校長先生の気持ちもわかるが、何かをしたわけではないのに取り押さえられたという話を聞いて、なんとも言えない気持ちになった。
- ・実施対象者 13 名とある。市内に訪問支援が必要な精神障害者が何万といるなかで、継続的に支援してもらっているが、医療に繋がらない。医療で活用できるような、拡大実施できるような仕組みを作ってほしい。
- ・市内のグループホームでの自立が大切。地域で生活していくために必要だと思うが、実態として当事者のためのグループホームになっているかということを実態調査してもらいたい。運営のためではなく、1 人 1 人のための支援を一番に考えたグループホームのあり方を市できちんと指導してほしい。
- ・多くの方に知ってもらえることが大事。家族教室などで多くの方に知ってほしい。

○ 3 1 引きこもり

- ・評価が A になっている。当事者グループのアンケートで満足しているとあるが、外に出れる人。引きこもっている人がいる実態で A 評価としたのは実態と乖離している

○ 3 4

- ・高次脳機能障害。ピアサポーター養成のセミナーが B 評価だったが A でもよいのでは。
- ・高次脳機能障害の研修を参加しただけで A になっている。いずれも知ってもらう機会としては良い取り組みだと思う。ピアサポーターは資格があるわけではない。話を聞いてあげるだけだが、その人のことを考えてあげる。

○ 4 1、4 3 自立支援協議会、生活支援センター

- ・地域協議会が正しい。
- ・おとな部会で成人の通所施設の方での交流会を行い、意見交換している。
- ・予算付けがないことが問題になっている。
- ・生活支援センターの報酬に入っているとされるが、どうなのか。
- ・区の活動がやりやすくなるように予算をつけてほしい。

○ 4 8 人材確保、定着支援

- ・一緒に市とイベントを行った経緯があるが、魅力を伝えていたものが、就職面談会に変わった経緯がある。ハローワークや県でも行っているものであり、事業所のネットワークを作ってやってほしい

い。

・処遇改善は国がやっているもので、市として何の施策をしてもらえるのか。保育は何年働いたら免除になるといったような就職するメリット、うまみがあるような施策をしてもらいたい。

○60 視覚障害者の情報提供の充実

・点字図書館とあるが、皆行かない。高田馬場は知っているが、大宮は知らない。貸出などで役目を果たしていると思うが、最低限の相談、案内ができるようにしてほしい。

○64

・埼玉労働局とさいたま市とで調整した以下の就労フロー図が、正しく運用されていません。出先のハローワークではなく、フロー図にあるハローワークに間違いなく繋ぐよう、対策を講じてください。視覚障害者の経済を揺るがす問題です。

さいたま市 見えにくさを感じている方の就労案内（フロー図）

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p066165.html>

・ロービジョンに関する事業が少ないので、評価自体が難しいです。

○67 自主製品の活性化

・北区ピアショップで初めて販売できてありがたい。販売場所が寂しい場所。支援課の隣だが、相手にされてない、興味を持ってもらっていない印象がある。応援してもらっている状況があったり、声掛けなどしてもらえるだけでもありがたい。

○聴覚障害者のための社会教養講座の実施

・成果指標追加については、今までは計画がなかったが、理由は何でしょうか。

○心身障害者医療費の給付

・「医療保険各法に基づく一部負担金」の、「医療保険各法」の意味がつかみにくい。「医療保険各法」という法律はありません。よく分からないことです。医療保険各法でなく、「医療保険等」であれば分かります。

→御指摘のとおり、「医療保険各法」は法律ではありません。「さいたま市中心身障害者医療費支給条例」で定義している言葉になります。

○聴覚障害者相談員の設置

・「ホームページ等を活用し・・・」と書いてるが、さいたま市ホームページの検索は大変です。ホームページではなく、市広報に掲載してあるが、どうにか工夫してください。

(2) 次期障害者総合支援計画について

・変更なしという事業が多いのは、何もやっていないということになるのではないかな。改善できることがあるのではないかな。

・精神疾患は外から見えない。知的と身体に比べて、精神は遅れている。病気を知ってもらう、広報するということを充実していかなければならない。

・ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてバス停が対応していないと、結局いつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。

・バスが整備されることと同時に人も大切。バス料金が介助者と合わせて1人分ということや、バスの中での車いすの固定方法を知らない乗務員がいる。研修もしてほしい。

・バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはあちこち

にある。

- ・視覚障害者は郵送物がおくられても分からない、という困りごとがある。区役所でアイマスクの疑似体験をしたことがあるが、そうすると分かるのではないか。
- ・特別支援学校は高校までだが、知的の方も行ける専修学校など次のステップがあるといいと思う。
- ・海外では幼児期からレディーファースト、障害者も優先と教わっているところがある。日本はバスの乗務員のように、時間優先。知らないために配慮ができないものもある。紙で配布ではなく、生の声を聴いてもらうことが大切。
- ・難病は障害と比べて、支援がないものが多い。
- ・世の中がかわって、国がアップデートしないと、全員に起こりうることなのに、一個人の問題となってしまう。
- ・自転車のヘルメット義務化を大切にしてほしい。
- ・今後3年間の下地になる。
- ・障害者差別解消法は4月に施行されるから、参考資料3、11ページ権利擁護に関する研修は80パーセントじゃなく、100パーセントじゃないと問題では。低すぎる。
- ・成年後見制度3年後でも65%と低い。市は進めようとしていたのでは。挫折？
- ・重点項目を作ってほしい。3年ごとに大きな枠組みで、これをさいたま市は第1に頑張りますみたいにしてほしい。全体的に頑張るは無理では。
- ・今年はこれ。来年はこれ。これに税金かけますとするのがいい。それに対応する理由があれば、市で今何が必要なのかが分かる。
- ・ニーズを調べたうえでこれに力を入れますとしてくれないと皆納得できないのでは。
- ・国が力を入れると言ったから、市でも力を入れるでは違う。
- ・3年間で何をやるかをもっと具体的に。
- ・子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。市で補助をしてほしい。
- ・30ページに新規でレスパイトケアが出ていた。支援者側だけでなく家族にも知ってもらう必要がある。
- ・事業15医ケア児の話になっているが、者も必要。家族支援も。
- ・ふれスポは、何でなくなってしまったのか。
- ・ふれスポは重度の方でも自由に参加できたのが良かった点。同じ状況で今後も継続することは難しかった。
- ・権利条約を書いてくれていることはよい。勧告のことを触れていないのはよくない。勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。
- ・障害福祉分野人手不足。AIで置き換えは難しい。人が集まるような政策になっていないからそのような政策にしていくべき。
- ・市の職員が総括所見を知るべき。
- ・就労合同面接会。大宮ハローワークとか個別でやっているところもいいが、3市合同とか無理やり事業所を呼んできてやっているところがある。無理やり法定雇用率を達成するためではなく、実際に障害者が働いて収入を得て自立できるような取り組みにしていく必要があると感じる。
- ・自立と社会参加の取り組みがとても重要。

- ・市としてどこを重点にしたのかを総論抜粋だけでは分からない。
- ・市民が分かるように新規目標がすぐに見えるような工夫をしてもらいたい。
- ・ひきこもりを重点項目に入れてほしい。障害が小さなポイントとなってひきこもりになってしまうことがある。色んな障害を持っている人が発端でひきこもりになってしまっている人が多い。
- ・早い段階で社会参加できるサポートができないと、年齢がいても出れなくなってしまう。
- ・家族が抱えてしまっている現状もある。どこかでいいから繋がって、何かの時に SOS を出せる環境づくりが必要。
- ・どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。
- ・親亡き後をどうしていくかを考えていく必要がある。そこが書けていない。
- ・夜中に家族が手に負えない状態。救急病棟に連絡すると、明朝連絡くれと。救急なのだから連絡しているのに。家族の思いと受ける側の一致しない。すれ違い。市立病院、外来を見てももらえないのに。形はあるけどうまく回っていない。
- ・メニューはたくさんある。上手く機能していない。タクシー券についても意見が届いてない。
- ・単純に思っているのは、体裁を作っているからいいだろう。組織はできているけど、機能していない。ワークシートは文字化けしていた。そういうものを送ること自体、そういうことが起きること自体、責任を持っていないということ。縦横の連携を図って。課として市民の人が悩んだときに、どういうふうに声が届くようにしたらよいか、区でまとめるとか、区でも質問をしても壁を感じる。区と区の連携とかもちくはぐ。責任を全うしてくれれば。
- ・ニーズとニーズを。必要としている人に必要な制度を。精神の人はアウトリーチ。自在が不足。ニーズに応えられない。
- ・66ページ 87 避難行動支援者名簿ももっと知らせてほしい。
- ・障害者手帳。車利用、手帳見せたらミライロ ID で障害者手帳をスマホに取り入れることもできる。皆さん御存じでない。ヘルプマークも認識が広がっている。提案である。富士見では公的機関は利用できる。
- ・避難行動支援者名簿。高齢者は自治会の人でも把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。
- ・グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。わかりやすく整理してほしい。
- ・見える化してほしい。
- ・役所としては福祉系の学校を作るとか、教育委員会で福祉教育をするとか。時間はかかるけど、人を育てることが大事。卒業後、福祉企業に入りやすくするなど。
- ・1人暮らしが夢。障害者向き住宅が少ない。値段も高い。
- ・次の3年には高次脳機能障害の法律ができる。発達障害と同じ取り組みになるような計画になっているとよかったと思うが、まだ法律が制定されていないので、何か種になるような話があるとよい。
- ・こども家庭庁にかかわる施策が見当たらない。医療的ケア児の内容はあるが、ヤングケアラーの内容が抜けている。1人でバスに乗れない親がいるという人もいるなかで、発達障害以外のどの障害にも共通している内容だと思うので、入れてほしい。こども家庭庁ができたのに抜けている。
- ・情報アクセシビリティの関係で、事業所情報が市 HP にあるが、空き状況分からない。見にくい。情報が伝わらないので、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。顔が見える情報があるとよい。市

としても情報提供として、空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。

- ・地域生活支援拠点がどこにあるのかという内容が見当たらない。
- ・市民のつどいで講演した方もダウン症の方だったが、講演で呼ぶのであればダウン症の支援策を入れてもらいたい。
- ・就労支援で視覚障害者の場がない、理解がない。お互い勉強不足。決めつけないで何ができるか、何をしてもらうかをモニタリングするなど違う動きをしてほしい。
- ・就労選択支援ができて、今後順次やってもらえるようになるはず。
- ・情報の選択が難しい時代。様々な情報に誰もがアクセスできるようにする必要がある。
- ・救急医療体制、さいたま市で見据えてほしい、見守ってほしい。
- ・76ページ同様 地域において～精神、(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む)を加えて下さい。

再三本庁舎で説明しています。

・「第1章総論」の「1 計画の概要」の「(1) 計画策定の趣旨」の文面の記載方法が、平成23年、平成19年、平成28年、平成23年、2021～2023、令和6年と時系列がバラバラなので、「万人にわかりやすい文体」とは言えないのかな、と思います。また、用語解説に記載されるのだろうと思いますが、「アクセシビリティ」については、その場その場で意味が異なるので、「アクセスの保証」や「アクセスしやすさ」よりも「近づきやすさ」や「利用しやすさ」など、万人がわかりやすい表記を、例えば「アクセシビリティ (利用しやすさ)」等、文中にその都度記載するべきだと思います。発達障害者支援法が施行されてから、さまざまな発達障害者支援策が施されました。近いうちに高次脳機能障害者支援法が制定されるので、先行して高次脳機能障害者支援センターが置かれたのですから、発達障害者同様に支援策が施されるようになるべきだと思います。そのため、各事業においては、高次脳機能障害者支援策を取り上げられるよう、ある程度見込んだ表記にするべきだと思います。最後に、アンケートにも書きましたが、ダウン症の金澤翔子さんを市民のつどいに迎えながらも、ダウン症当事者に対する支援策が総合振興計画には全くありませんが、さいたま市内に多くのダウン症当事者がいるのは事実です。そのため、総合振興計画を補完するためにも、障害者総合支援計画で、ダウン症当事者を支援する事業がある計画にするべきだと思います。

- ・05参考資料3<障害者総合支援計画>第2章、新旧対照表0526、p34基本施策4相談支援体制の充実

成果指標 相談した人に1週間後にアンケートを行い、相談が有効だったか(連携先に相談した結果)を尋ねて有効率80%以上などとするべきと思う。障害内容・部位別に集計して満足率が低い分野の体制を強化することにも活用してほしい。

- ・同資料 p46、 p47実施事業3

行政のデジタル化がすすめられていることもあり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて、公共サービスのアクセシビリティを考慮したデジタル化を進める旨加筆してほしい。

- ・P48

HPへの読み上げ工法の掲載が実施されたこと自体は評価できるが、浦和区で読み上げ版選挙公報の提出率が非常に低く候補者への周知が不十分だったのではないかと、

また、埼玉県でも実施されている読み上げ可能なPDFによる選挙公報のホームページ掲載も併せて検討してほしい。

・P51

現状では視覚障害者の就労相談に対応できていないという話を利用者から聞く、専門機関との有機的な連携をさらに進め、あらゆる障害者に対応してほしい、また県とも連携して、視覚障害者に対応できるJOBコーチの育成にも取り組んでほしい。

・P54

市内で開業等して働いている視覚障害者に、仕事上の支援が可能になった旨の周知を図るとともに、公共交通機関が少ない地域での通勤等に活用することも検討してほしい。

・P59

特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。

・「相談支援体制の充実」に、視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。

・「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」を、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。その際に、第三条、三、及び第四条、3の法の趣旨を最大限尊重してください。

・同、実施事業1は、ガイドブックの媒体に加え、障害のない者と同等に利活用できるウェブサイトでの情報提供を加えてください。また、記載のJIS規格でさいたま市が所得した達成基準“AA”を明記してください。

・同、実施事業4は、障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を最大限尊重した情報提供を加えてください。

・「障害者の就労支援」に、視覚障害の一般就労において、以下のフロー図を間違いなく運用する施策を講じてください。

さいたま市 見えにくさを感じている方の就労案内（フロー図）

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p066165.html>

・どこに加えるのかわからないが、主会社情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に沿った、公共端末のアクセシビリティ確保、感染症対策、マイナンバーカード利用等に、非接触、無人化対応への合理的配慮が必要。例えば次のような合理的配慮が必要。

- ・ユーザーが利用する公共端末を、視覚障害者も利用可能なものとする、
- ・あるいは何らかのサービス、人的対応との組み合わせで、障害のない人と同じように利用できる環境を整える。
- ・オンラインで手続きができる。
- ・基本施策1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

言語（手話を含む）について、障害者基本法には言語（手話を含む）と書いてあるが、情報アクセシビリティ法には、手話は言語と書いてありません。きこえない人とのコミュニケーション手段であるとのこと。ただし、附帯決議としては、手話言語法についての充実検討することとかがかかれています。

→本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（いわゆる「ノーマライゼーション条例」）は、「手話は言語である」と規定した障害者権利条約の理念を踏まえて制定しています。したがって、本条例に基づいて策定している「障害者総合支援計画」においても、「言語（手話を含む）」



と明記しております。

・実施事業3 バリアフリー化の推進

きこえない人との情報保障や提供は全く書いてない。今後につきましては、きこえない団体との意見を話し合ってください。

・基本施策5 文化・スポーツ活動の促進

2025デフリングピックについては、市として考えていますか。

・実施事業1 防災知識等の普及・啓発

障害者の合理的配慮や特性などのまだ理解してないと、災害時が起こった場合は、この対応が考慮しなければならない。このマニュアルを見直していくべきと思っています。

・実施事業2 要配慮者の避難支援施策の推進

福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいことです。

・実施事業3 避難行動要支援者名簿の活用

きこえない人とのモニタリングまたはヒアリング（安否確認を含む）にて、きこえないことの情報保障は全く考えないことで、今後、ヒアリングを行う場合は、どのように合理的配慮や情報保障などの充実していくべきと考えています。

・まず感じたのは、去年からと対照した場合、変更なしが多く見受けられた。少しでも内容の文字が変わるなどあればまた違った見方ができたかもしれません。支援計画とあるように、日々社会は動いているので、それぞれ順応して計画も策定する必要がある。最大のポイントは（人・金・物）で特に人に対する計画が急務である。（職員や専門職 etc）

・計画が新旧対照になっていることで分かりやすかったです。ありがとうございます。

・20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いています。それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。“家族の意識改革、を計画に乗せるとするならば、各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などでしょうか。喫緊の課題だと思います。

・①基本目標について、企業や行政の関連団体の方々に、障害者雇用のあり方について「障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できる」という観点からの啓発を強化していただきたいです。現在の障害者求人での給与水準(最低賃金レベル)では「自立した生活」は、ほぼ不可能です。障害年金を受給できる人たちならば、給与と合わせて相応の収入になりますが、そうでないならば、生活保護に頼らざるをえなくなると思います。生活保護はありがたいですが、受給者は一般の人たちに比べて、様々な生活上の制限があるので不平等感や受給せざるをえないという劣等感を抱きがちになります。また、現在は、ホワイトカラーの職種以外は、近現代、稀に見る空前の人手不足の状況の中、世論では、外国人、女性、高齢者の就労促進の話題を頻繁に耳にしますが、障害者にもっと働いてもらおうという話は聞いたことがありません。外国人や女性、そして、高齢者の就労促進はもちろん絶対に必要ですが、同様に、同じ日本国民である障害者だけが、日本の産業界におけるこの深刻な問題の蚊帳の外に置かれていて、なんとなく疎外感を感じます。このようなことを踏まえたうえで、障害者をいかに自身の業務の中で効率的に戦力として受け入れるべきかを事業者の方たちに真剣に熟考していただいて、障害者求人の数、及び、給与水準を上げていただけるような啓発を行ってほしいです。基本施策(2)の障害者の就

労支援について、障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実についてですが、センターで行う講座の数を増やしていただけたら嬉しいです。また、講座内容がどうしてもエクセルやワードなど、人が余り気味の事務職への就労を目指すような内容になることが多いと思いますが、現在、人手不足が取りざたされている分野、たとえば、観光や IT の分野を目指せるような講座を行ってほしいです。観光分野では、観光客とのやり取りで役立つ実践的な英語、韓国語、中国語会話などの講座があるといいかと思えます。観光分野への就職には、もちろん、英検、中検、韓国語能力検定試験などの成績が有利ですが、観光〇〇語講座修了というような証書を出していただければ、観光業への就職に多少は役に立つかもしれません。(何もないよりはいいと思えます。)日本では、片言でも外国語で対応できる人材が圧倒的に不足しています。このような日本の産業界の不足を私たち「障害者」から底上げしていけたら理想的です。また、観光分野への障害者委託訓練も開拓してほしいです。IT 分野に関しては、まず、IT とはそもそもなんなのか、その職種にはどんなものがあるか、どのような就職先を目指せるか、また、その就職先を目指すためには何を学ばなければならないかというような講座を行ってほしいです。受講者がその中で自分に合った業務への方向性を見つけることができる機会がほしいです。そして、そのような受講者を人材確保が急務の事業所や、国立職業リハビリテーションセンターなどの訓練施設、また、民間の委託訓練などに繋いでほしいです。

- ・基本施策(3)の障害者の居住場所の確保に関して、居住場所の確保の難しさに関して、障害者だからというよりは、障害者の収入が低水準であることが大きな原因になっていると思えます。そのような給与水準では、2年ごとの賃貸契約更新も大きな負担になります。居住場所の心配はとても大きいのですが、市営住宅の募集時期を増やしたりしていただけたら嬉しいです。また、様々な理由で仕事を続けることが難しかったりして、家賃を滞納してしまう障害者もいらっしゃると思えます。中には、そのせいで退去せざるをえなかった人たちもいらっしゃると思えます。現在は保証会社なしでの賃貸契約はシェアハウスでさえ難しいです。そのような人達ならば、市税も滞納していて、市営住宅の申し込み資格がない方がほとんどだと思います。しかしながら、賞与なんて夢の夢、勤務時間や日数も少ない、非正規の最低賃金水準でなんとか自活できている人たちが病気や生活必需品の故障などで急な出費が生じるなどして、健康保険料など税金を支払う余力がないのは簡単に想像できると思えます。現在の急激な物価高の状況なら、このような人たちは障害者でなくてもこれからどんどん増えていくと思えます。そのような状況を考慮して、市営住宅の申し込み資格を緩和したりしながら、どんな人たちでも安心して住めるような住宅を増やしてください。オレオレ詐欺に加担して逮捕された人たちを見ると、やはり困窮してやむなくという人たちもいます。もっとも援助が必要な人たちを支援することは社会の治安対策にもなると思えます。

- ・基本施策(2)の障害者の自立の助長～内の「ひきこもり対策推進事業の実施」は急務だと思います。ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思えます。そのような観点からひきこもる人達の生きづらさをほぐしつつ、今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。現在の日本は再出発が難しい、ほぼ無理じゃないかと思わされるほど、社会のルールから1度でも外れた人たちに厳しい側面があるように思えます。ひきこもり状態からいかに抜け出してもらおうかということも重要ですが、社会がどう受け入れていくかという視点の方がもっと重要だと思います。そうでなければ、せっかくひきこもり生活から抜け出せたのに、セカンドレイプのような社会の不寛容が心の傷に唐辛子を塗り付けたような結果しか生まないと思えます。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点が見えない気がします。

・基本施策(4)の7福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実について現在、様々な商取引に信用調査や保証会社の介入が必須とされています。例を挙げれば、賃貸契約や携帯電話の契約などです。過去の事故で賃貸契約ができなければ住むところもないので住所不定状態になって、自治体の支援が遠ざかっていきますし、通信回線を契約できなければ支援者につながりづらくなってしまいます。住居に関しては、いろいろなサポート体制はありますが、通信回線や機器の入手などに関しての相談先を聞いたことありません。電話番号がなければ、必要な時に支援者と連絡もできませんし、賃貸契約など多くの契約で電話番号を必要とします。支援者との連絡はLINEなどの無料電話サービスがあるじゃないかとおっしゃる方もいらっしゃいますが、それを利用するためにも最初に携帯電話番号の登録が必要です。就職活動をするにあたって電話番号は必須ですし、障害者求人の在宅での仕事をするならば、多くの場合、通信回線を自分で用意しなければなりません。パンデミックの間の生活困窮化で携帯電話を強制解約された人達も多いと思います。その中には障害者も少なからずいらっしゃると思いますが、通信手段に関する相談に答えられる相談先を私は見たことがありません。要支援者を一人でも多く就労につなげるには、やはり通信手段の確保は必須だと思います。このような相談にも的確に回答できるようにもっと複合的な支援体制であればいいなと思います。(ちなみに、貧困層が増えてきた現在のニーズからか、携帯電話回線に関しては、現在、大手キャリアがほぼ撤退しているプリペイド携帯が中小の会社から出てきていますが、月当たりの費用がまだまだ高く、生活が厳しい人には負担が大きいと思います。050のIP電話の番号もありますが、救急・消防・警察などの緊急通報ができないのが不便です(この場合は、自宅に一番近い消防署や警察署の電話番号を携帯電話に登録しておくといいです)。支援者の方々にお願いしたいのですが、御自身が利用されている世の中のサービスや商品についての情報に関して、常にアンテナを張ってアップデートしてほしいと思います。それらを補完する行政の支援が現状存在しないとしても、その代替手段として民間のそのような情報を雑談としてでも必要な人に提供できれば、相談にいらっしゃった人達かもやもやした気持ちで帰ることも少なくなると思います)

### (3)その他

- ・市民会議に参加する人数が少ない。
- ・資料もう1週間早く送ってほしかった。
- ・聴覚障害については、口形を読むことが重要だとマスクをしたことで周知が進み、その点はよかったかなと思う。
- ・障害者総合支援計画初めて見た。
- ・コロナ時期に代表をやっていたが、施設を借りるにも借りられないしきつすぎて代表やめた。
- ・緑区を中心にブレインストーミングを開催する。去年11月30日実施。場所を借りるところから自分で。
- ・さいたま市広いから、会議等を開催するにも3区ずつ分けるとか会場のアクセスとか考えるべき。意見を出すのも広いと大変。

## 3. 閉会

### ◆まとめ

(事務局)

ありがとうございました。

事務局から1点御報告をさせていただきます。

本日は資料が多く内容も多岐にわたるため、御意見をすべて御発言できなかった方もいらっしゃるかもしれません。

その場合、お配りしている意見シートに記入し、御提出していただいても構いません。期限は令和5年6月27日（火曜日）とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上となります。

それでは、以上をもちまして、「令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」を終了いたします。

本日は、お忙しい中、御参加いただき、誠にありがとうございました。

御記入いただきましたアンケート用紙は、会場の出口付近で回収しておりますので、御提出をお願いいたします。

それでは、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰り下さい。